

## 4 次期医療計画について

### ○ 見直しスケジュール

- ・平成30年3月に改定予定の次期医療計画は、医療法の改正により、計画期間が6年間となり、3年ごとに中間見直しすることとなった。
- ・計画期間が6年間となったことから、医療計画と介護保険事業(支援)計画は、計画のサイクルが一致する。
- ・国においては、両計画の策定にあたって、年内に総合確保方針を取りまとめ、今年度中に両計画の作成方針を示す予定。
- ・この方針を踏まえ、来年度、両計画の整合性を確保しながら策定を進めていく。

### ○ 国の動向

	現状と課題	現在の主な検討状況	今後の予定
医療計画の見直し	・現行の医療計画の課題等について整理し、次期医療計画をより実効性の高いものとするため、計画の作成指針等の見直しについて検討が必要	・「医療計画の見直し等に関する検討会」を設置し、その下に2つの下部組織を設置 ①地域医療構想に関するワーキンググループ ②在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ	・年内に検討会の意見を取りまとめる予定
必要病床数と基準病床数の関係性	・基準病床数は現時点において必要とされる病床数。一方、地域医療構想の必要病床数は将来(2025年)における病床の必要量であり、これらの関係性について整理が必要	○地域医療構想に関するワーキンググループ ・基準病床数の算定期間は医療計画に合わせ6年間とし、3年ごとの計画の中間見直し時に改めて算定 ・基準病床数の算定式は大きくは変更しない。 ・基準病床数と必要病床数の乖離に伴う補正は行わない。	・親会議の「医療計画の見直し等に関する検討会」に基準病床と必要病床数の整理案を報告。年内に検討会の意見を取りまとめる予定
在宅医療に関する見直しの方向性	・医療計画において、地域医療構想の慢性期・在宅医療の需要推計を踏まえた上で、介護保険事業計画の介護サービスの整備目標と整合的な形で在宅医療の目標を設定することが必要	○在宅医療及び医療・介護連携に関するWG ・医療計画の在宅医療の指標に訪問看護ステーションの数などを追加 ・都道府県と市町村で協議の場を設置	・親会議の「医療計画の見直し等に関する検討会」に在宅医療及び医療・介護連携に関する見直しの方向性についてを報告。年内に検討会の意見を取りまとめる予定